

報告第4号

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを市議会に報告する。

令和7年2月25日提出

総社市長 片岡 聡 一

報告理由

令和5年1月12日付けで市議会の議決を得て工事請負契約を締結した総社市新庁舎（庁舎棟・議会棟）建設工事【建築主体工事】において、交通誘導員の増員等による工事請負金額の増額が生じたため、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年1月22日に専決処分したものである。

工事請負変更契約書



- 1 工 事 名 総社市新庁舎(庁舎棟・議会棟)建設工事【建築主体工事】
- 2 工 事 場 所 総社市 中央一丁目 地内
- 3 原請負契約年月日 令 和 5 年 1 月 12 日
- 4 工 期 着手 令和5年1月12日
完成 令和7年2月28日
- 5 変 更 契 約 事 項
(1) 工 事 内 容 別紙変更設計書のとおり
(2) 請負変更金額 3,289,000 円 増 内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 299,000 円 増
- | | | | |
|-----------|-----------------|-----------------|---------------|
| 変更前工事請負金額 | 5,647,840,000 円 | 変更前消費税及び地方消費税の額 | 513,440,000 円 |
| 変更後工事請負金額 | 5,651,129,000 円 | 変更後消費税及び地方消費税の額 | 513,739,000 円 |
| 差 引 | 3,289,000 円 | 差 引 | 299,000 円 |
- (3) そ の 他
- 6 そ の 他 原工事請負契約書のとおり

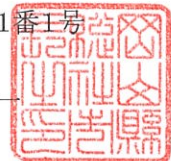
上記変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自その1通を原工事請負契約書とともに保管するものとする。

令 和 7 年 1 月 22 日 発注者

岡山県総社市中央一丁目1番1号

総社市

総社市長 片岡 聡



受注者

株式会社大本組・梶岡建設株式会社・土井建設
株式会社 総社市新庁舎(庁舎棟・議会棟)
建設工事【建築主体工事】共同企業体

(代表者) 住所 岡山市北区内山下一丁目1番13号

株式会社大本組岡山支店

氏名 執行役員 支店長 川波秀樹



(構成員) 住所 岡山県真庭市上市瀬166

梶岡建設株式会社

氏名 代表取締役 梶岡 秀成

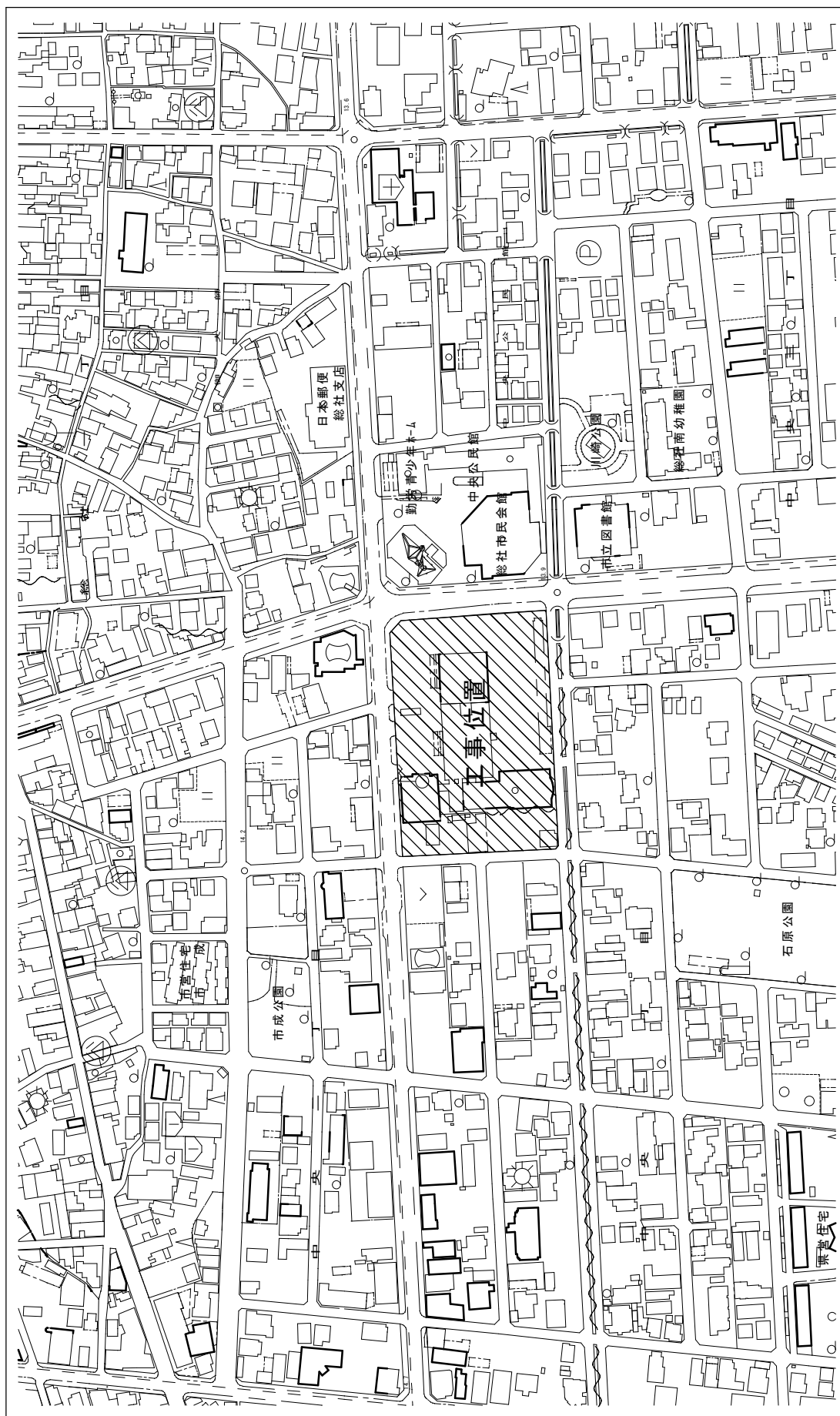


(構成員) 住所 岡山県総社市総社1丁目1番50号

土井建設株式会社

氏名 代表取締役 高見 郁

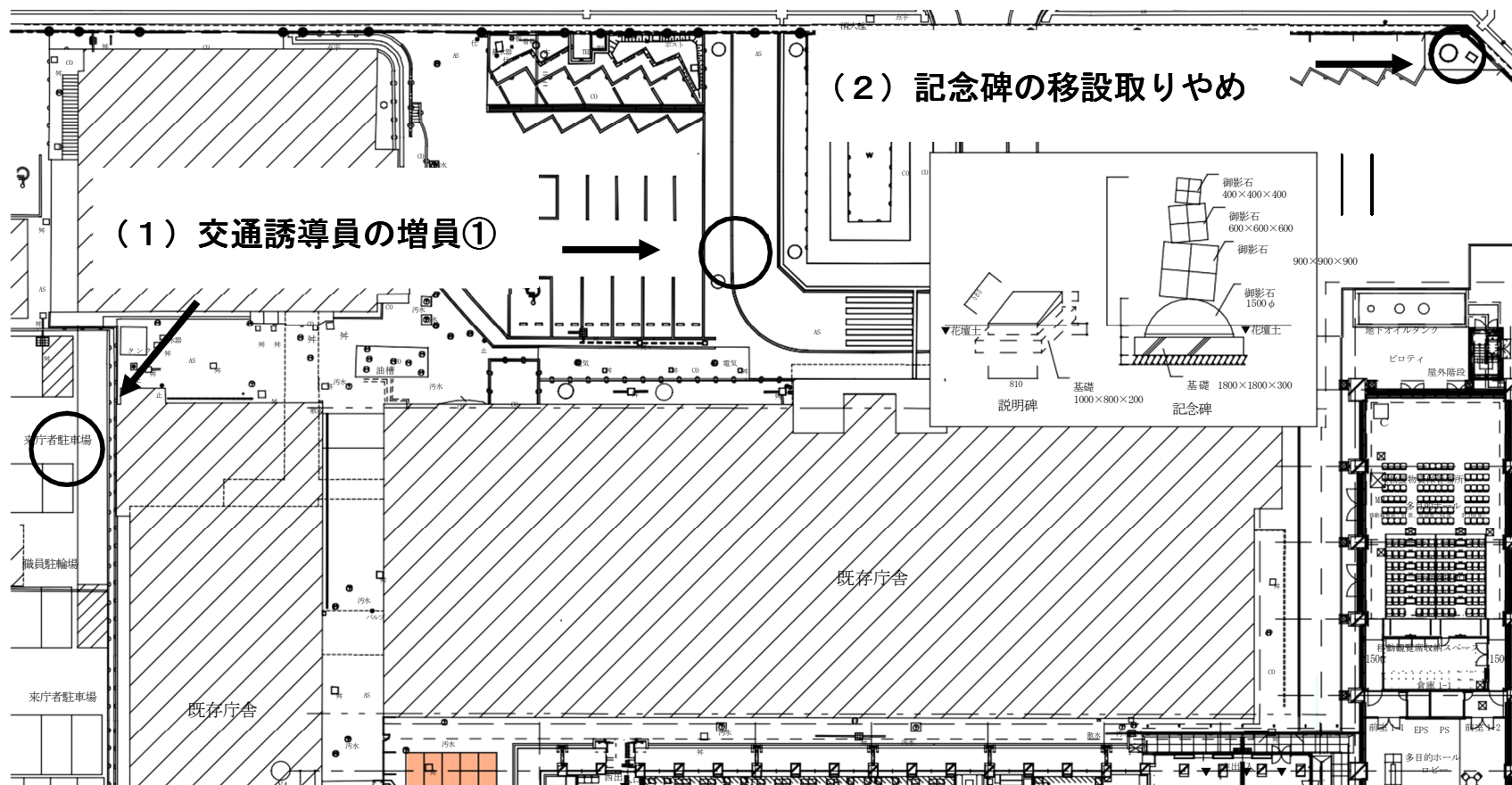




位置図

(2) 記念碑の移設取りやめ

(1) 交通誘導員の増員①



(1) 交通誘導員の増員

下記①②により、339人工を数量精算により増とする。

① 市役所来庁者駐車場の混雑解消のため交通誘導員2名配置
136人工

② 工事ヤード南東の搬入ゲート付近の歩行者、交通車両等の
安全確保のための適宜追加配置
203人工

(2) 記念碑の移設取止め

(1) 交通誘導員の増員②

